

理 由

農業委員会の設置に係る市町村の自主性を高めるとともに、その効率的な業務運営を確保するため、農業委員会を置かないことができる市町村に係る農地面積の算定方法を見直すほか、選挙による委員の下限定数を条例に委任する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。